

陸軍懲罰令註釋



序

今日我軍隊ノ紀律日ニ修整

教育月ニ周到ナルモ、如何セシ

現役軍

人ニシテ罪ヲ犯ス者續出

聞クモ恐シキ營倉ヲ空開スル日

其再犯以上ニ及フ者亦尠

セテ、貴重ナル軍人ノ身ヲ以テ、一朝

瑣細ノ心得違ノ爲ニ長ク鐵窓ノ下ニ呻吟シ、或ハ苦役セラレ、又公

衆ノ擯斥スル所トナリ、就中官ヲ失シ榮譽ヲ損シ臭名ヲ世間ニ傳ヘ交

母兄弟ノ歡喜又愁嘆ニ變セ、ムルハ誠ニ可惜可悲コトナラスヤ加之

延テ軍隊ヲ汚スニ至ル、國家ニ對シ之ヲ何トカ調ハン憂フヘキノ限

リナリ是等ハ畢竟注意周到ナラサル者ノ致ス所ナリト雖モ亦懲罰令

ヲ解セサル者ノ致ス所ナルヲ免レス故ニ予ハ蛇足ノ註釋ヲ施シ以テ





之ヲ解セサル者ノ爲ニナサントス抑モ懲罰令ハ何ノ爲ニ設クルヤ蓋  
シ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲ナリ夫軍隊ハ軍紀ヲ以テ成  
立ス軍紀ナケレハ軍隊ナキナリ陸軍懲罰令ハ軍人ニシテ軍紀風紀ヲ  
犯ス者アレハ之ヲ懲シ以テ軍隊ノ秩序安寧ヲ保護スルノミナラス豫  
メ軍律ノ嚴重ナルヲ軍人一般ニ知ラシメ以テ之ニ觸レサル様注意  
セシムルモ亦此令ノ目的ノ一ナリ故ニ軍人タル者能ク此懲罰令ノ大  
意ヲ了解シ常ニ戒心セサルヘカラス

明治三十三年四月

編者識

### 陸軍懲罰令註釋

#### 第一章 法令

第一條 此令は軍人の故意疎虞懈怠過失の輕犯にして刑法に該らざる者及び素行修まらず軍人の体面を汚す者ある時上官之を懲戒するの罰典とす但他の法律規則に依て論ずべき者は各其法律規則に従ふ

故意トハ殊更ニナスコト 疎虞トハ粗忽不注意ノ事 懈怠トハナ  
マケヲコマルト 過失トハアヤマチノコト等ノ輕キ罪ニシテ刑法  
ニアタラサル罪ヲ犯ス者ヤ素行即チ常ノ行ヒカ修マラス軍人ノ面  
目ヲ汚ス者アル時上官即チ中隊長以上ノ各官ハ之レ等ノ者ヲ懲シ



戒ムル規則テアル但他ノ法律規則例ヘハ普通刑法又ハ違警罪等ノ如キニ依リテ罰スヘキ者ハ各其法律規則即チ普通刑法ヲ犯ス時ハ普通刑法ニ依リテ處分セラレ違警罪ヲ犯ス時ハ違警罪ニ依テ罰セラルト云フコトナリ

第二條 各所管の長官軍團長師團長旅團長及ハ衛戍司令官は部下の軍人此令を犯す者ある時之を罰すへし

○此項長官ノ其部下軍人ヲ罰スヘキ事ヲ示シタルモノニシテ例ヘハ二師團管轄ニ在ル軍人ニシテ此懲罰令ノ罪ヲ犯ス者アル時ハ二師團長之ヲ罰シ又三旅團管轄内ニ在ル軍人此罪ヲ犯ス時ハ三旅團長之ヲ懲シ戒ムト云フコトナリ

第三條 各軍隊の隊長は左の區別に従て處分すへし

- 一 聯隊長は部下の軍人三十日以内の謹慎營倉
- 二 大隊長は部下の士官十日以内の謹慎下士二十日以内の營倉兵卒三十日以内の營倉

三 中隊長は部下の下士十日以内の營倉兵卒二十日以内の營倉獨立若くは分屯の大隊長及ハ憲兵大隊長は第一項に獨立若くは分屯の中隊長及分遣隊長たる中少尉并に憲兵分隊長は第二項に軍樂隊長は第三項に同し

○謹慎ハ準士官以上ヲ處分スル者ニシテ營倉ハ下士以下ヲ錮スル恰モ獄屋ニ同シ



第四條 前條に掲ぐるもの、外は左の區別に従て處分すへし

- 一 將官并に獨立の職にある上長官は前條第一項に同し
- 二 獨立せざる職にある上長官并に獨立の職にある士官は前條第二項に同し
- 三 獨立せざる職に在る士官は前條第三項に同し
- 四 前各項の場合に於て將官又は上長官を以て充つる職に在るものは將官、上長官又は士官を以て充つる職に在る者は上長官、士官又は准士官を以て充つる職にある者は士官に同し
- 五 一時限り部下に屬し又は指揮下に屬するもの、懲罰は前條并に本條に同し

○獨立トハ他ノ隊ニ關係ナク總テ別ニ成テ居ルヲ

第五條 前二條に因り處分を爲したる時は各秩序に従ひ其屬する所の上官に申報すへし

若し其犯行權限外の日數に該る者と認る時と雖ども先づ其權限に従て之を處分し意見を附して申報すへし

申報を受けたる隊長長官は各權限に従ひ其罰を變更し若くは日數を増加することを得

○秩序トハ定メノ通ノ手續 申報トハシテセスルヲ 意見トハ自分ノ思フヲ 變更トハカイアラヌメルヲ

第七條 甲所に於て此令に掲ぐる犯行ある者未だ處分を経すして乙



所に轉する時は甲乙互に通議し乙所に於て處分すへし

○何處ニ居テモ罪ヲ犯セハ其罪ノカル、ナシ 例ヘハ四聯隊ニ居ル時罪ヲ犯シテマヌ其罰カ極ラヌ内ニ二十九聯隊ニ轉隊シタ時ハ四聯隊長ト廿九聯隊長ト互ニ相談シテ廿九聯隊ニ於テ罰セララルト云フ事

第八條 此令に掲ぐる所の犯行二個以上俱に發する時は各其罰を科す但一所爲二個以上の犯行に觸るる時は其一を科す

○此ノ懲罰令ニ載セテアル罪ヲ二ツモ三ツモ一同ニ犯ス時ハ別々ニ處分セララル例ヘハ酒ニ酔フテ物品ヲ破損シ然ル後チ柵ヲ越エテ遊ヒニ出テシ如キ者ハ物品ヲ破損(二十六)シタ方ハ五日ノ營倉入

ニ脱柵(第七)ノ方ハ十日ノ營倉入都合十五日間ノ營倉入ニ處セラ  
ル、者ナリ又一ツノ所爲ニテ一ツ以上ノ犯罪例ヘハ劔ヲ拔ヒテ  
(十六)暴行セシ(十五)如キ時ニハ一ツニ罰スルモノナリ

第九條 軍屬及陸軍所屬の諸生徒此令を犯す者ある時は軍人と同く處分すへし但軍屬高等官は將校に判任官は下士に諸生徒其他の兵は諸卒に準して處分す

○軍屬トハ技師看護夫馬丁小使等ノ如キ者ヲ云フ 陸軍所屬ノ諸生徒トハ士官學校幼年學校等ノ生徒ヲ云フ 此等ノ者カ此ノ懲罰令ノ罪ヲ犯ス者アルハ軍人ト同様處分セララル但官ノ高キ者ハ將校ト同シク判任官ノ者ハ下士ト同シク諸生徒ヤ馬丁小使ノ如キ者



ハ兵卒ト同様ニ罰セラル

第十條 戦時若くは事變の際に在ては第三條の諸官は處罰中の者に  
戴罰の儘服務を命ずる事を得但此場合に於ては服務中の期日を處  
罰日數に通算す

○軍隊ノ一番多忙いそがわシイノハ戦争ノ時カ又ハ何か事ノ起リタル時ナ  
リ斯様ノ時ハ從テ人數モ多ク必要ナレハ例ヘ營倉入ノ者テモ聯隊  
長大隊長中隊長方ハ營倉入ヲ禁足若クハ苦役ニ換テ練兵ヲサセ事  
務ヲ取り扱ハセルトカ出來ルソウ云フ時分ニハ日數ヲ長クシテ服  
罰セシムル者ナリ

第十一條 戴罰服務中特に効蹟若くは勤勞ある者は第三條の諸官其

處罰を免し若くは之を輕減する事を得

○罰ヲ蒙リテ事務ヲ取り居ル中著シク後悔ノ赤心こころ現シ實直ニ勤メ  
衆人ノ手本トモナルヘキ手柄ヲ現シタル時ハ中隊長以上ノ各官ハ  
其罰ヲ御免ニスルカ又ハ其幾分ヲ減シテ輕クシテ下サルト得

## 第二章 罰令

第十二條 將校及以同等官に科すへき罰目

一 重謹慎 二 輕謹慎

第十三條 下士に科すへき罰目

一 重營倉 二 輕營倉

第十四條 諸卒に科すへき罰目



一 重營倉

二 輕營倉

第十五條 謹慎は勤務を停め他出及び外人と接見通信することを得ず其日數は一日以上三十日以下と爲す

重謹慎は俸給の半額を減し輕謹慎は其四分の一を減す

○謹慎ノ處分ヲ受クルハ准士官以上ノ者ニシテ此處分ヲ受ケタル者ハ自宅ニ慎ンテ居テ勤務モ演習モ止メラレ外出モナラス人ニ話スルコトモ手紙ノヤリトリモ出來ヌモノナリ其日數ハ三十日以内ニシテ其罰中ハ俸給シ減ラサル本條ノ通り

第十六條 謹慎限内疾病あれば醫を延くことを許し水火等の災害ある時は防救遷徙することを許す

○自宅ニツ、シミヲ受ケテ居ル内ニ病氣ニ罹リヌレハ醫師ヲ召テ診察シテ貰フ事ハ許サレテアリ又水害火事等ノ災難ニ罹リ止ムヲ得サル時ハ之ヲ防キ之ヲ救ヒ又ハ他所ノ轉居スルコトヲ許サレテアルカ然ル時ハ直ニ其旨ヲ所屬上官ニ申シ上ケテハナテヌ

第十七條 下士上等兵屢々第十三第十四條の處分を受け仍ほ悔改の狀なく部下の儀表に堪へざる者は其官職ヲ免す但兵役は之を免せず其官職を免したる者悔改の効ある時は之を免したる日より六ヶ月の後之を復することを得

官職を免し又は之を復するは近衛都督師團長若くは之と同等以上の權ある長官に於て是を爲す



○下士上等兵ニシテ度々營倉入ノ處分ヲ受テ少モクハ、ハ、アラタメルノ模様ナク部下兵卒ノ手本トシテ上官ノ位置ニ置クテカ出來ナイト認メラレタ時ハ其官職ヲ擯<sup>ど</sup>り上ケラレ一等卒トナリテ定メノ年限丈ケ服役セテハナラヌ併シナカラ官職ヲ免シラレテ後大ニ悛心シテ立派ニ勤ムル様ニナリタル時ハ六ヶ月ノ後ニ再ヒ元ノ下士(上等兵)ニ任シラル、トアリマス

第十八條 重營倉は演習の外勤務を停め營倉に錮し寢具を貸與することなく唯飯及び水鹽を給す其日數は一日以上三十日以下と爲す但七十二時の内二十四時間は輕營倉に移すへし

○重營倉トハ此懲罰令ニテ處分スル第一ノ重キ罪ニシテ練兵丈ケ

ハサスルカ勤務ヲサセスニ營倉ニ入レ置キ夜寢ルニモ毛布敷布等モ與ヘラレス日ニ三度ノ食事モ唯握飯ニ鹽ヲ附ケタルモノ一個ト少々ノ水ヲ與ヘラル、斗リナリ其日數ハ罪ノ重キト輕キニ從テ定メ第一重キ者ハ三十日第一輕キ者ハ一日ナリソシテ三日ノ内一日ハ輕營倉ニ移シテ養生ヲナサシム此レ其罪ヲ惡テ其人ヲ惡マサル衛生法ヨリ起リタル恩典ナリトス

第十九條 輕營倉は演習の外勤務を停め營倉に錮す其日數は一日以上三十日以下とす

○輕營倉入モ亦重營倉入ノモノト同様營倉ニ入レテ諸勤務ハ停メテ置クカ只夜分寢ル時毛布敷布等ヲ渡サレ又日ニ三度ノ食事モア



マリマイニ與ヘラル其日數ハ罪ノ輕重ニ從ヒ隊長ノ見込ニテ卅日以下適宜トス

第二十條 營外居住の者を營倉に處する時は囚獄の監倉に於て之を行ふ

○營外居住トハ陸軍諸官衙ノ書記計手看護長等ヲ云フ斯ノ如キ人ヲ營倉入ニ處分スル時ハ監獄ノ内ニ入レラル、

第二十一條 重營倉に處する時營内居住の者は俸給十分の八を減し營外居住の者は其半額を減す輕營倉に處する時營内居住の者は俸給十分の六を減し營外居住の者は其四分の一を減す

○營内居住トハ屯營内ニ居ル者ナリ是等ノ者カ重營倉入ノ處分ヲ

受ケヌ時ハ日給ノ十分ノ八、輕營倉入ノ處分ヲ受ケヌ時ハ日給ノ十分ノ六ヲ減セラル而シテ營外居住ノ者ト營内居住ノ者ニ減額ノ差アル譯ハ營外居住ノ者ニハ家族アルカ故ニ其家族ヲ爲メ幾分カノ恩典ヲ與ヘラルモノナリ

第廿二條 第二十七條に掲ぐる犯行疎虞懈怠若くは過失に係る者は輕謹慎輕營倉に處し其故意に係る者は重謹慎重營倉に處す

第廿三條 營倉に處すヘキ者下士上等兵諸生徒及び營外居住の者ある時は禁足に在營兵卒なる時は苦役に換ふることを得禁足苦役に處する時其日數は重營倉の一日を三日に輕營倉の一日を二日に折算す禁足苦役に處する時營内居住の者は其俸給十分の二を減す



○禁足トハ毎日ノ勤務演習ニハ從事スト雖モ日曜日祭日又ハ其他一般外出ヲ許サレテアルモ外出スルト出来ナイ苦役モ亦同様外出遊歩ヲ禁ヒラレ、オマケニ厠ノ掃除ヤ營倉ノ内外ノ掃除等實ニイヤナトヲサセラル、ソシテ犯罪ノ事柄ニ依リテハ酒保ニ就クモ禁ラレ日給ヲ減セラレ

第廿四條 禁足ハ勤務演習の外營外に出ることを禁す

營外居住の者は勤務演習の外他出を禁す但水火災疾病等のある時は此限りにあらず

○營外居住ノ者禁足ノ處分ヲ受ケタル時ハ演習ヤ勤務ニ從事スト雖モ余所ニ出テ行クトモ人ト話スルトモ面會スルトモナラス自

ニ閉居シテ慎テ居ラテハナラヌ只火事トカ病氣トカ云フ時ニハ夫々ノ處置ヲナシテモ宜シイカ此事ヲ直ニ上官ニ届ケテハナラス

第廿五條 苦役は勤務演習の外營外に出ることを禁し雜役を執しむ

第廿六條 諸卒は犯行の情狀に因り罰限滿るの後三十日以内仍は其佩劍を禁する事を得

○兵卒等ノ犯ス處ノ罪ノ次第ニ依リテハ罰カアイテモ尙ホ三十日カ二十日位劍ヲ帶アルヲ禁セラレヨアリ

第三章 犯行

第廿七條 犯行は款目左の如し

○左ニ掲ケテアル二十九項ノ其一ヲ犯ス者ハ必ス罰セラレ



一 職務の権限を誤る者

○假令ハ兵卒カ歩哨ニ立ツテ居ル時ニ步哨掛ノ上等兵又ハ衛兵司令ノ下士ニ聞ヒヌ後テナケレハ實行スルノ出來ナイ事柄ヲ自己ニ於テ殊更ニ又ハ不注意ニテ聞カスニ實行セシ片ノ如キ場合ヲ云フ

二 訓導の道を失ふ者

○下士或ハ上等兵カ兵卒ヲ教コルニ故意又ハ過失ニテ正シキ訓ヒ方又ハ導ヒキ方ヲ間違ヒシ者等ヲ云フ

三 上申下達其他定期ある時日を稽緩する者

○上申トハ上官ニ申シ上クルト下達トハ下ニ達スルトヲ云フ而シ

テ上官ニ申シ上クヘキ事ハ直チニ申シ上ケ下ニ達スル事ハ直ニ達シナケレハナラン然ルニ之ヲ遷延のほすヌリ又ハ命令ニテ何時何日迄ニ何々ヲナセト云フ事ヲ命セラレシ時ニ其時日ニ成ツテモ未ヌ其命令ヲ實行シナイテグツクシテ居ル者等サリ

四 文書計算を誤る者

○下士或ハ上等兵等命令ヲ誤リ寫シ又ハ給養掛リ軍曹カ兵卒ニ被服給料等ヲ渡スノ誤リ若クハ軍吏部員等カ金錢物品等ノ勘定ヲ間違ヒシ者等ヲ云フ

五 命令を誤り若くは之を誤り傳ふる者

○兵卒カ命令ヲ間違ヒヌリ又ハ將校下士上等兵等カ上官ノ命令ヲ



達スル片ニ間違テ傳ヒシ者等ヲ云フ

六 物件の調製貯藏運搬支給を誤る者

○物件ノ調製ヲ誤ルトハ炊事掛下士カ料理ノ方法ヲ誤リ或ハ被服委員(士官)又ハ助手(下士)等カ被服等ノ造リ方ヲ間違ヒシ者等ヲ云ヒ運搬ヲ誤ルトハ其時日ノ期ニ後ル、等ヲ云ヒ支給ヲ誤ルトハ例ヘハ靴下ニ足渡スヘキモノヲ三足渡シ又冬ニ渡スヘキモノヲ秋ニ渡シ支給スル等ヲ云フ

七 職役若くは屯營本隊を離るゝ者

○職役ヲ離ル、者トハ日曜日等ニ歸營時間ニ遅レシ者(遅刻)ヲ云ヒ屯營ヲ離ル、者トハ柵ヲ越エテ出テシ者ヲ云ヒ本隊ヲ離ル、者

トハ行軍中又ハ舍營地等ヨリ上官ノ許可ナクシテ出テシ者等ヲ云フ

八 他方へ赴き歸着の期に後るゝ者

○歸省(郷里ニ歸ル)等ノ際許可ノ日限ヲ過キテ歸ラサル者等

九 行軍に際し發程及び乘艦の期に後るゝ者

○朝起キル時間ヲ誤リ又ハ不注意等ニテ出發ノ時間又ハ船ニ乗ル時間ニ後レ又ハ汽車ニ乘リ後ル、者等ヲ云フ

十 召集の期に後るゝ者

○豫備及ヒ後備役ノ兵員カ演習召集又ハ非常召集ノ際ニ其達セラレシ期日ニ遅レシ者等ヲ云フ



- 十一 受寄の財物若くは借用物を典却する者
- 他人ヨリ預リシ品物又ハ朋友ヨリ借用セシ品物等ヲ質ニ入レ或ハ賣拂ヒシ者等ヲ云フ
- 十二 官物を擅用する者
- 例ヘハ官ノ罫紙ヤ官ノ封袋等ヲ乱リニ私ノ手紙ニ用フル者等
- 十三 法則命令を遵奉せず若くは之を誹謗する者
- 定メテアル法則若クハ命令ヲ守ラス又ハ其規則命令ヲ冒ル者等
- 十四 罵詈侮慢若くは鬪争する者
- 他人ヲ罵シツタリ馬鹿ニシタリ又ハ喧嘩スル者等ヲ云フ
- 十五 暴行脅迫する者

- 乱暴シタリ又ハ人ヲヲヒヤカシタリ人ニセマツタリスル者等
- 十六 猥りに劔を抜く者
- 故ナク劔ヲ抜テ物ヲ傷ケ又ハ人ヲヲヒヤカシ等ノ所業ヲナス者ハ満罰後尙ホ佩劔ヲ禁セラルトアリ
- 十七 酩酊して事を省せざる者
- 酒ニ酔フテ物事ノワカラスシテ悪口ヲ叩キ悪戯ヲナス者等
- 十八 言語所爲詐偽に渉る者
- 言葉ヤ動作ニテ偽リヲ爲ス又ハ人ヲ誤魔化ス者等
- 十九 疾病事故に託し勤務演習を免れんとする者
- 病氣テナイノニ病氣ト云フタリ又ハ用事ヲ口實ニシテ勤ヤ稽古



ニ出ナイ様ニ爲様トスル者等ヲ云フ

二十 抗言恃頑從順の道を失ふ者

○上官ニ口答シタリ頑固ノ事ヲ言ヒ張リタリ又ハ軍人ノ最モ重  
スル處ノ服從ヲ失フ者等

廿一 犯罪あるを知て之を曲庇する者

○他人ノ罪ヲ犯セシメテ知リナカラ之ヲ掩ヒ庇フ者

廿二 勤務演習集合の期に後れ若くは之を缺き若くは之を懈る者  
○勤務ヤ演習等ノ定メテアル時間ニ後レ又ハ之ヲ欠キ又ハ出場シ  
テモ怠リナマケル者等ヲ云フ

廿三 服装法に違ふ者

○軍服ヲ着スルニハ夫々法カアルノニ其法ヲ守ラス例ヘハ上衣ノ  
鈕釦はたんヲ掛ケサルモノ又ハズボンノ上ニ靴下ヲ穿ツ者等ヲ云フ

廿四 敬禮を闕く者

○軍人ノ禮法ハ陸軍禮式ニ從フテ行フヘキモノナルニ此式ニ違ヒ  
又ハ敬禮セサル者等

廿五 官給の物件措置拭拂法に違ふ者

○例ヘハ着物ヲ銃架ニ掛ケタリ銃身ヲ磨粉又ハ紙ヤスリニテ磨ヒ  
タリスル者等

廿六 物件を誤毀遺失若くは汚損する者

○品物ヲ過ツテ毀ハシタリ又ハ遺レテ失クナシタリ又ハキタナク  
セシ者例ヘハ板又ハ壁等ニ落書キセシ者等

廿七 失言過語若くは應答の事理を誤る者



○不敬ノ事ヲ云フタリ物事ヲ言ヒ過キタリ又ハ人ト應對シテ其事柄ヲ間違ヒシ者等ヲ云フ

廿八 軍人の態度を失ふ者

○軍人ハ最モ名譽ナル職分テアルカラ常ニ威儀ヲ正シクシテ居ラナケレハナラス然ルニ酒ニ酔フテ路上ニ於テ詩歌ヲ吟シタリ又ハ婦女子ニ戯レタリ通行人ノ邪間ヲナシタリ小便ヲシタリスル者等廿九 上に掲ぐる犯目の外素行修まらざる者

○一ヨリ廿九マテ示シタ犯罪ノ名ノ外ニ不品行ノ者ハドシノノ罰セラル、者ナリ軍人ノ處罰斯ノ如ク嚴重ナルワケノモノハ辱シモ天皇陛下ノ股肱タル名譽ノ職分ナレハ少テモ不品行不行儀ノ事アリテハ第一 陛下ニ對シ奉リテ不敬此上モナキ次第ナレハ僅少ノコトテモ容捨ナクドシノノ處分スル故ナリ

(第一雛形)

○遅刻ノ件

口供

治郎儀

去何日(日曜日)午前第八時頃外出致シ何町尙武館ニテ兵卒須知ヲ買求メ何町いろはニ上リ晝食傍一杯傾テ醉ニ乗シ氣散ジノ爲メ友人ト何樓ニ遊ヒ再ヒ飲食致候處非常ニ酩酊(腹痛)難耐候ニ付下宿某方ニ到リ臥眠前後ヲ覺ス候處某ニ起サレ驚キ覺テ走セ歸リ候得共遂ニ三十分ノ遅刻ニ及ヒ候段重々奉恐縮候也

歩兵第何聯隊第何中隊

明治卅三年四月 日

陸軍歩兵一等卒 横着治郎印

(處分職役ヲ離ル、科ニ依リ重營倉入七日申付ル 隊長)



(第二書式)

○始末書

吞 藏 儀

昨何日午後何時頃酒保ニ至リ友人某ト飲食致候處空腹ノ故カ非常ニ  
酩酊致シ何々迄ハ少ク覺エ有之候得共其後ハ何事モ一向覺無之然ル  
ニ翌朝戰友(上等兵)某ニ事ノ始末ヲ聞キ及ヒ實ニ驚キ入り候得共今  
更如何共致方ナク後悔致居候如何ニ酩酊ノ上トハ申ナカラ自分ノ赤  
心ニモ無之暴行乱言致候段實ニ恐縮ノ至リニ奉存候也

騎兵第何聯隊第何中隊

年 月 日

砲兵上等兵 他良福吞藏印

(處分酩酊事ヲ省セサル科ニ依リ輕營倉入三日ヲ換テ禁足六日間  
申付ル)

明治卅三年四月廿七日印刷  
同 年四月三十日發行

著作  
權有

編輯兼 仙臺市大町二丁目十六番地

發行者 三 澤 好 吉

印刷者 仙臺市國分町一丁目三十五番地 菊 池 直 定

印刷所 仙臺市國分町二丁目四十七番地 小 野 活 版 所

仙臺市大町二丁目十六番地

發行所

尙武館

北海道札幌南二條西三丁目

三 澤 書 店

賣捌所

山形市旅籠町四百四十二番地

三 澤 書 店



# ◎尙武館新刊

○兵卒須知

定價金拾五錢

(菊半切)

○衛兵勤務

定價金四錢

(四六判)

○在郷軍人の心得

定價金貳拾錢

(菊半切)

○陸軍志願者心得

定價金貳拾錢

(四六判)

○喇叭譜學教程

定價金貳拾錢

(四六半切)

○軍人俱樂部

定價金七錢

(每月一回發行四六判)

右ノ外陸軍御用ノ書籍圖書ハ何品ニ拘ラス悉ク取揃ヘ置キ候得ハ何時御注文ニ相成候モ直ニ貴需ニ應ジ得ヘキ候ニ付御注文被下度候弊館ハ價ヲ二ニセス故ニ遠方ノ御方ハ郵稅ヲ相添御注文アレ



036353-000-7

特62-671

陸軍懲罰令註釈

尚武館

M33

BBQ-0055

